

【資料】姫路市からの伝達事項

I 監査指導課からのお知らせ (1～6 ページ)

- ① 姫路市 監査指導課のホームページの構造図 (I) (II) (III)
- ② 姫路市監査指導課へ提出が必要なもの (「提出書類」・「対象サービス」・「提出期日」)

II 地域包括支援課からのお知らせ (7～12 ページ)

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの報酬改定について
- ② 別添資料

III 介護保険課からのお知らせ (13～20 ページ)

- ① 介護保険課からのお知らせ
- ② 別紙①
- ③ 別紙②

平成30年3月13日 (火)

平成29年度集団指導 (兵庫県共催)



Ⅰ 監査指導課からのお知らせ

| <「介護保険」居宅サービス事業者届出関係> ※地域密着型サービス分は、<「介護保険」地域密着型サービス事業者各種手続き>のページに掲載しています。 | | リンク先 (1) | リンク先 (2) |
|---|---------------------------------------|--|------------|
| 新規申請 | [居宅サービス] 新規指定(許可)申請 | ▶ 申請から指定までの流れ | ▶ リンク先 (1) |
| | | ▶ 事前相談から、指定までの流れを掲載しています。 | |
| | | ▶ 申請に必要書類 | |
| | | ▶ 各サービスごとに、必要な「提出書類一覧」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 各種様式の「様式掲載先」を掲載しています。 ※リンク先(1)・リンク先(2)へ移動します。 | |
| | | ▶ 申請の方法 | |
| | | ▶ 指定日ごとの、「提出期限」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 書類の整理 | |
| | | ▶ 審査について、掲載しています。 | |
| | | ▶ 指定通知と情報提供 | |
| 変更届 休止届 廃止届 | [居宅サービス] 変更・休止・廃止等に関する届出 | ▶ 指定通知書と情報提供について、掲載しています。 | |
| | | ▶ 介護保険及び労働保険の適用状況の確認について、掲載しています。 | |
| | | ▶ 社会保険及び労働保険の適用状況の確認について、掲載しています。 | |
| | | ▶ 届出書類一覧 | |
| | | ▶ 各サービスごとに、必要な「指定の変更に関する手続き」・「各種加算に関する手続き」・「提出書類等」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 様式掲載先 | |
| | | ▶ 各種様式の「様式掲載先」を掲載しています。 ※リンク先(1)・リンク先(2)へ移動します。 | |
| | | ▶ 変更届出に関する留意事項 | |
| | | ▶ 留意事項を記載しています。 | |
| | | ▶ 届出届に関する留意事項 | |
| 処遇改善加算 | [共通] 介護職員処遇改善加算に関する届出 | ▶ 平成27年度の介護職員処遇改善加算の届出について | |
| | | ▶ 「介護職員処遇改善計画書」の様式等、「提出期限」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 介護職員処遇改善加算の考え方について | |
| | | ▶ 「介護職員処遇改善加算」に関するQ&Aについて | |
| | | ▶ 年度別の「介護職員処遇改善加算」に関するQ&Aを掲載しています。 | |
| | | ▶ 平成27年度介護職員処遇改善加算の届出申請について | |
| | | ▶ 実績報告に関する「提出書類」・「提出期限」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 変更届について | |
| | | ▶ 処遇改善加算に係る内容(法人情報、事業所情報、就業規則、キャリアパス要件)の「変更届の様式」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 届出届の様式 | |
| 様式一覧 | [居宅サービス] 届出書類様式一覧 ※リンク先(1) | ▶ 手続書の種類の「申請・届出の様式」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 各サービスの「付箋」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 各サービスの「添付書類」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 「更新届出の流れ」 | |
| | | ▶ 通知の送付から、更新通知の送付までの流れを掲載しています。 | |
| | | ▶ 申請に必要書類 | |
| | | ▶ 各サービスごとの「申請書類チェックリスト」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 各種様式の「様式掲載先」を掲載しています。 ※リンク先(1)・リンク先(2)へ移動します。 | |
| | | ▶ 留意事項 | |
| | | ▶ 留意事項を記載しています。 | |
| 更新申請 | [居宅サービス] 指定(許可)更新申請 | ▶ 加算の「通用日」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 届出に係る加算の適用日 | |
| | | ▶ 介護給付費算定に係る更新申請に関する届出 ※リンク先(2) | |
| | | ▶ 「特定事業所加算」に係る更新申請の登録簿について、掲載しています。 | |
| | | ▶ 「介護保険」平成27年度介護職員処遇改善加算の届出申請について | |
| | | ▶ 「平成27年度介護職員処遇改善加算」に関するQ&Aを掲載しています。 | |
| | | ▶ 届出書類 | |
| | | ▶ 各サービスごとに、各加算の算定に必要な「届出書類一覧」・「届出書」・「届出状況一覧表」・「別紙」・「添付書類」を掲載しています。 | |
| | | ▶ 「みなし指定」について、掲載しています。 | |
| | | ▶ 「指定通知書」・「届出書類」・「届出状況一覧表」・「別紙」・「添付書類」について | |
| 加算届 | [居宅サービス] 介護給付費算定に係る体制等に関する届出 ※リンク先(2) | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| みなし指定 | [居宅サービス] 指定の特例措置(みなし指定) | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| 総合事業 | 介護予防・日常生活総合支援事業の事業所の指定等について | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |
| | | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | |

| | リンク先へ移動 | (3) | (4) |
|-------------------|--|--|------|
| 新規申請 | | ▶ 指定届出に係る通存通払者又は保証人について | リンク先 |
| | [地域密着型サービス] 新規指定申請 | ▶ 地域密着型サービス事業者の指定にあたっての必要な手続き(協賛・賛考)を掲載しています。 ▶ 届出申請の様式について ▶ 賛考又は協議後の事前相談について、掲載しています。 ▶ 地域密着型サービスのうち、「夜間対応型訪問介護」、「介護予防認知症対応型通所介護」、「地域密着型通所介護」の必要な「提出書類一覧」を掲載しています。 ▶ 上記サービスの「様式掲載先」を掲載しています。 ※リンク先(3)・リンク先(4)へ移動します。 ▶ 高齢者福祉及び労働保険の適用状況 ▶ 社会保険及び労働保険の適用状況について、掲載しています。 | |
| 変更届 休止届 廃止届 | | ▶ 各サービスごとに、必要な「指定の変更」に関する手続き「各種加算に関する手続き」「提出書類等」を掲載しています。 ▶ 各種様式の「様式掲載先」を掲載しています。 ※リンク先(3)・リンク先(4)へ移動します。 ▶ 各事業所ごとの「届出期間」を掲載しています。 ▶ 留意事項を記載しています。 ▶ 留意事項を記載しています。 ▶ 留意事項を記載しています。 ▶ 留意事項を記載しています。 | リンク先 |
| | [地域密着型サービス] 変更・休止・廃止等に関する届出 | ▶ 各事業所ごとの「届出期間」を掲載しています。 ※リンク先(3)・リンク先(4)へ移動します。 ▶ 各種様式の「様式掲載先」を掲載しています。 ※リンク先(3)・リンク先(4)へ移動します。 ▶ 各事業所ごとの「届出期間」を掲載しています。 ▶ 留意事項を記載しています。 ▶ 留意事項を記載しています。 ▶ 留意事項を記載しています。 ▶ 留意事項を記載しています。 | |
| 処遇改善加算 | | ▶ 平成29年度の介護職員処遇改善加算の届出について ▶ 「介護職員処遇改善加算」の様式等、「提出期限」を掲載しています。 ▶ 「介護職員処遇改善加算」の算出方法について ▶ 「介護職員処遇改善加算」に関するQ&Aを掲載しています。 ▶ 「介護職員処遇改善加算」に関するQ&Aについて ▶ 平成29年度の介護職員処遇改善加算に関するQ&Aを掲載しています。 ▶ 「介護職員処遇改善加算」に関する「提出書類」「提出期限」を掲載しています。 | リンク先 |
| | [共通] 介護職員処遇改善加算に関する届出 | ▶ 平成29年度の介護職員処遇改善加算の届出について ▶ 「介護職員処遇改善加算」の様式等、「提出期限」を掲載しています。 ▶ 「介護職員処遇改善加算」の算出方法について ▶ 「介護職員処遇改善加算」に関するQ&Aを掲載しています。 ▶ 「介護職員処遇改善加算」に関するQ&Aについて ▶ 平成29年度の介護職員処遇改善加算に関するQ&Aを掲載しています。 ▶ 「介護職員処遇改善加算」に関する「提出書類」「提出期限」を掲載しています。 | |
| 市外みなし | | ▶ 加算改善加算に係る内容(法人情報、事業所情報、就業規則、キャリアパス要件)の「変更届の様式」を掲載しています。 ▶ 指定届における届出の要件 ▶ 姫路市外の被保険者が姫路市にある地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合は「要件」を掲載しています。 ▶ 市外みなし指定に係る手続き ▶ 市外みなし指定の申請について、掲載しています。 | リンク先 |
| | 地域密着型サービス事業所の区域外利用(市外みなし指定) | ▶ 加算改善加算に係る内容(法人情報、事業所情報、就業規則、キャリアパス要件)の「変更届の様式」を掲載しています。 ▶ 指定届における届出の要件 ▶ 姫路市外の被保険者が姫路市にある地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合は「要件」を掲載しています。 ▶ 市外みなし指定に係る手続き ▶ 市外みなし指定の申請について、掲載しています。 | |
| 更新申請 | | ▶ 更新申請の流れ ▶ 更新申請に必要な書類 ▶ 更新申請書の提出方法 ▶ 更新申請書の提出期限 | リンク先 |
| | [地域密着型サービス] 指定更新申請 | ▶ 更新申請の流れ ▶ 更新申請に必要な書類 ▶ 更新申請書の提出方法 ▶ 更新申請書の提出期限 | |
| 加算届 | | ▶ 届出に係る加算の適用日 ▶ 加算の「適用日」を掲載しています。 ▶ 「介護職員処遇改善加算」の適用日について ▶ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&Aを掲載しています。 ※「居宅サービス」のリンク先(2)へ移動します。 ▶ 届出について | リンク先 |
| | [地域密着型サービス] 介護給付費算定に係る体制等に関する届出 ※リンク先(3) | ▶ 届出に係る加算の適用日 ▶ 加算の「適用日」を掲載しています。 ▶ 「介護職員処遇改善加算」の適用日について ▶ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&Aを掲載しています。 ※「居宅サービス」のリンク先(2)へ移動します。 ▶ 届出について | |
| 様式一覧 | | ▶ 各サービスごとに、各加算の算定に必要な「提出書類一覧」、「届出書」、「体制状況一覧表」、「別紙、様式」<※リンク先(4)へ移動>を掲載しています。 | リンク先 |
| | [地域密着型サービス] 届出書類様式一覧 ※リンク先(4) | ▶ 各サービスごとの「申請・届出の様式」を掲載しています。 ▶ 各サービスごとの「付帯」を掲載しています。 ▶ 各サービスごとの「添付書類」を掲載しています。 ▶ 各サービスごとの「別紙」を掲載しています。 | |
| 総合事業 | 介護予防・日常生活総合支援事業の事業所の指定等について | ▶ 総合事業の実施に係る事業所の指定について、掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 | リンク先 |

姫路市 監査指導課のホームページの構造(Ⅲ)

※平成30年4月1日から更新

<介護保険サービス事業に関するお知らせ>

| | |
|----------------------------|---|
| 平成30年度介護報酬改定について | <p>▶ 各サービスごとの取組事項</p> <p>▶ 平成30年度介護報酬改定における、サービス種類別の主な改定事項を掲載しています。</p> <p>▶ 平成30年度介護保険制度改正について</p> <p>▶ 平成30年4月からの介護保険制度改正に関するお知らせを掲載しています。 ※介護保険課のホームページへ移動します。</p> <p>▶ 介護保険サービス事業者等に対する集団指導(平成29年度)</p> <p>▶ 介護保険サービス事業者等に対する集団指導(平成28年度)</p> <p>▶ 介護保険サービス事業者等に対する集団指導(平成27年度)</p> <p>▶ 平成28年度に実施した、兵庫県共通の集団指導(通所介護)の資料を掲載しています。</p> <p>▶ 平成28年度に実施した、姫路市独自の集団指導(通所介護)の資料を掲載しています。</p> <p>▶ 介護保険サービス事業者等に対する集団指導(平成27年度)</p> <p>▶ 過去に実施した、集団指導の資料を掲載しています。</p> <p>▶ 介護保険関係 通知等(介護保険課ホームページ)</p> <p>▶ 姫路市から、サービス事業者の方にお知らせしたい事項を掲載しています。</p> <p>▶ 【最新】職員の方々の法令遵守の徹底等について(H30.2.26通知)</p> <p>▶ 身体拘束廃止に関する取組</p> <p>▶ 身体拘束廃止に向けた「手引き1」を掲載しています。</p> <p>▶ 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」の様式例を掲載しています。</p> <p>▶ 「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録・再検討記録」の様式例を掲載しています。</p> <p>▶ 身体拘束廃止に向けた「手引き2」を掲載しています。</p> <p>▶ 身体拘束(行為別)の「アセスメントシート」を掲載しています。</p> <p>▶ 小規模な通所介護事業所(利用定員18名以下)の地域密着型通所介護へ移行について、掲載しています。</p> |
| 実地指導における改善状況報告について | <p>▶ 改善状況</p> <p>▶ 実地指導における「改善状況報告書」の様式を掲載しています。</p> <p>▶ 提出期限</p> <p>▶ 「改善状況報告書」の提出期限を掲載しています。</p> <p>▶ 障害を理由とする差別的解消の推進について</p> <p>▶ 障害者に対する必要な考え方を示したガイドラインを掲載しています。</p> <p>▶ ノロウイルスに関する情報を掲載しています。 ※姫路市保健所のホームページへ移動します。</p> <p>▶ 利用者負担について</p> <p>▶ 利用者負担に関する情報を掲載しています。 ※姫路市保健所のホームページへ移動します。</p> <p>▶ 利用者負担に伴う運営規程等の変更について</p> <p>▶ 運営規程について、運営規程の記載例を掲載しています。</p> <p>▶ 重要事項説明書について</p> <p>▶ 利用者負担について、重要事項説明書の記載例を掲載しています。</p> <p>▶ 宿泊サービス(お泊りデイ)の届出</p> <p>▶ 宿泊サービス(お泊りデイ)の届出の様式について、掲載しています。</p> <p>▶ 提出期限</p> <p>▶ 提出期限を掲載しています。</p> <p>▶ 交通事故発生防止について(兵庫県警より通知)</p> <p>▶ 兵庫県警からの通知を掲載しています。</p> <p>▶ 入居一時金の取り扱いについて</p> <p>▶ 姫路市作成の「入居一時金の取扱い」について、掲載しています。</p> |
| 【介護保険】業務管理体制整備に関する届出 | <p>▶ 介護保険サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出</p> <p>▶ 事業所の数によって整備する業務管理体制を掲載しています。</p> <p>▶ 「届出が必要となる事由」「様式等」「Q&A」について、掲載しています。</p> <p>▶ 事業者の区分別に、「届出書の提出先」を掲載しています。</p> <p>▶ 通所介護の通所介護(通所介護)の届出</p> <p>▶ 介護報酬の区分(事業所の規模)を掲載しています。</p> <p>▶ 介護報酬の区分の確認について、掲載しています。</p> <p>▶ 必要届出書の様式、「提出期限」について、掲載しています。</p> |
| 【通所介護・通所リハビリテーション】事業所規模の届出 | <p>▶ 通所介護・通所リハビリテーションの届出</p> <p>▶ 事業所の区分(事業所の規模)を掲載しています。</p> <p>▶ 介護報酬の区分の確認について、掲載しています。</p> <p>▶ 必要届出書の様式、「提出期限」について、掲載しています。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>【居宅介護支援】特定事業所集中減算の取り扱いについて</p> | <p>▶「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取り扱いについて」 「特定事業所集中減算」の取扱いを掲載しています。 ▶「地域密着型通所介護の判定方法について」 「地域密着型通所介護」の判定方法を掲載しています。 ▶「判定方法」 「特定事業所集中減算判定票(別紙10-3)」・「特定事業所集中減算集計票(別紙10-4)」・「特定事業所集中減算内訳(様式例)」を掲載しています。 ▶「判定期間」 「減算適用期間」を掲載しています。 ▶「判定方法」 「判定方法」を掲載しています。 ▶「提出に要する書類」 「提出書類」を掲載しています。 ▶「正当な理由について」 掲載しています。 ▶「正当な理由における「理由書」の取扱いを掲載しています」 「特定事業所集中減算に関するQ&A」 「特定事業所集中減算に関するQ&A」を掲載しています。</p> |
| <p>介護予防サービスの介護予防・日常生活総合支援事業への移行について</p> | <p>▶「総合支援事業の実施に係る事業所の指定について」 掲載しています。 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 ▶「各サービスの人員、設備、運営等に関する基準を定める条例を掲載しています」 ※介護保険課のホームページへ移動します。 ▶「平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することに伴って改正された条例の概要を掲載しています」 ▶「介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る要綱等を掲載しています」 ※地域包括支援課のホームページへ移動します。 ▶「地域密着型サービス事業所の整備事業について」 掲載しています。 ※高齢者支援課のホームページへ移動します。 ▶「地域密着型サービス事業所向けの様式を掲載しています」 ※介護保険課のホームページへ移動します。 ▶「地域密着型サービス事業所の区域外利用について」 次の場合の手続きを掲載しています。 ※介護保険課のホームページへ移動します。 ・他市町村の被保険者が、地域密着型サービスを利用する場合 ・姫路市の被保険者が、他市町村の地域密着型サービスの利用を希望する場合</p> |
| <p>地域密着型サービス事業所の区域外利用について</p> | |

□姫路市監査指導課へ提出が必要なもの(「提出書類」・「対象サービス」・「提出期日」・「提出期日」)

| No. | 提出書類 | 対象サービス | 適用年度(月) | 提出期限 |
|-----------------------|----------------------------------|------------------|---------------|------------|
| ■ 毎年度、提出が必要なもの | | | | |
| 1 | 介護職員処遇改善【計画書】 | 全サービス共通 | 平成30年度 | 平成30年2月28日 |
| 2 | 事業所規模の届出 | 通所介護・通所リハビリテーション | 平成30年度 | 平成30年3月15日 |
| 3 | 特定事業所集中減算 関係書類【後期:H29.9月～H30.2月】 | 居宅介護支援 | 平成30年4月～9月 | 平成30年3月15日 |
| 4 | 介護職員処遇改善【実績報告書】 | 全サービス共通 | 平成29年度 | 平成30年7月31日 |
| 5 | 特定事業所集中減算 関係書類【前期:H30.3月～H30.8月】 | 居宅介護支援 | 平成30年10月～翌年3月 | 平成30年9月14日 |

【提出期限】の注意事項

⇒ 平成30年中の【提出期限】を記載しています。年度によっては、営業日の都合上、日が異なる場合があります。
 ⇒ 介護報酬改正(3年に1回)がある場合は、【提出期限】の特例が設けられる場合があります。

| No. | 提出書類 | 対象サービス | 提出期限 |
|----------------------|-----------------------------------|---|---|
| ■ 随時、提出が必要なもの | | | |
| 1 | 変更届 | 全サービス共通 | 「変更」があった日から、10日以内 |
| 2 | 休止届・廃止届 | 全サービス共通 | 「休止」・「廃止」する日から、1月前まで |
| 3 | 再開届 | 全サービス共通 | 「再開」の日から、10日以内 |
| 4 | 各種加算届 ※変更のみ (「介護職員処遇改善加算」を除く。) | 居宅介護支援 居宅サービス(下記対象サービスを除く。) 地域密着型サービス(下記対象サービスを除く。) 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 特定施設入居者生活介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 加算を算定する前月15日まで ※各月の営業日によって、異なります。 <例> 加算の適用日 平成30年4月1日 提出期限 平成30年3月15日まで |
| 5 | 各種加算届 ※変更のみ (「介護職員処遇改善加算」を除く。) | 全サービス共通 | 毎月1日まで ※各月の営業日によって、異なります。 <例> 加算の適用日 平成30年4月1日 提出期限 平成30年3月30日まで ※1日が休日の場合は、直近の営業日が、提出期限となる。 |
| 6 | 「介護職員処遇改善加算」の加算届 | 全サービス共通 | 算定を受けようとする月の、前々月の末日まで <例> 加算の適用日 平成30年5月1日 提出期限 平成30年3月30日まで |

| No. | 提出書類 | 加算の種類 | 対象サービス | 提出期限 |
|--|-------|-------------------------------|--------------------|--|
| ★ 平成30年度介護報酬改定による特例【平成30年4月1日適用】 ※6月1日適用は、上記4. 5の各種加算届と同様です。 | | | | |
| 1 | 各種加算届 | 介護報酬改定により、新設された加算 従来どおりの加算 | 全サービス共通 全サービス共通 | 平成30年4月13日(金) ★特例 平成30年4月13日(金) ★特例 |
| ★特例の【提出期限】は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」に掲載されます。(監査指導課ホームページの構造(Ⅰ)(Ⅱ)を参照。) | | | | |

II 地域包括支援課からのお知らせ

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの報酬改定について

総合事業のサービスのうち、従来の介護予防サービスに相当するサービスの報酬は「国が定める単価」を上限に市町村が定めることとなっています。この度、厚生労働省より単価の案が示されたことから、姫路市の報酬改定の方針についてお知らせします。

今回示されたのはあくまで案のため、内容が変更となる可能性があります。姫路市は「国が定める単価」の確定後に報酬改定を行い、その後改めて内容をお示しいたします。なお、報酬改定の施行は平成30年10月1日からの予定です。

1 報酬改定の方針(案)

(1) 総合事業訪問介護及び総合事業通所介護(従来の介護予防サービスに相当するサービス)の報酬は「国が定める単価」のとおり見直します。

【国が示した単価の見直し概要】

- ① 基本報酬は従来の単価を維持
- ② 一部の加算・減算等について、介護報酬改定の趣旨等を踏まえて見直し(詳細は添付資料をご確認下さい)

(2) 総合事業訪問生活援助(緩和した基準によるサービス(A型))の報酬は、訪問介護の生活援助の報酬に合わせて改定します。

| | |
|-------------|---------------|
| (現行) | (改正案) |
| 20分以上～45分未満 | 183単位 ⇒ 181単位 |
| 45分以上 | 225単位 ⇒ 223単位 |

2 改定に関する今後の予定

(1) 姫路市の報酬は姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定めており、国が定める単価の確定後、同要綱を改正し、報酬改定を行います。

(2) 報酬改定を行いましたら、地域包括支援課のホームページに改正後の要綱を掲載するとともに、総合事業訪問介護、総合事業通所介護、総合事業訪問生活援助の各指定事業所及び、市内の指定居宅介護支援事業所に、地域包括支援課より通知します。

(3) 新しいコード表についても、地域包括支援課のホームページに掲載します。

【お問い合わせ】

姫路市役所
地域包括支援課 総務担当
電話:079-221-2853

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し① 別添

- 平成30年度以降の総合事業における国が定める単価について、平成30年度介護報酬改定の趣旨や内容を踏まえ、一部見直しを行う。
- ただし、総合事業の基本報酬は、訪問介護・通所介護と異なり、支援内容、時間、規模等の区分がない月額包括報酬となっていること等により、給付における見直し内容を反映することが馴染まないものについては、従来の単価を維持する。
- 市町村は従来どおり、国が定める単価を上限として単価を設定する。

訪問型サービス

- 訪問型サービスの生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーションについて、個別サービス計画を作成すること
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
 - ・ 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができ、体制を構築し、助言を受けた上で、個別サービス計画を作成すること
 - ・ 当該リハビリテーション専門職等は、介護予防通所リハ等のサービスの提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと
 を定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算（I））。

＜現行＞

生活機能向上連携加算 100単位／月



＜改定後＞

生活機能向上連携加算（I） 100単位／月（新設）
生活機能向上連携加算（II） 200単位／月

- 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等を見直すとともに、一定の要件を満たす場合の減算幅を見直す。

＜現行＞

| 減算等の内容 | 算定要件 |
|--------|---|
| 10%減算 | ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> ）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） |

＜改定後＞

| 減算等の内容 | 算定要件 |
|--------|--|
| 10%減算 | ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者 （当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） ※ 15%減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は行わない。 |

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し②

- 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することも可能とする。
- サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
 - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。
 - また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。
 - イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者の責務として明確化する。
 - ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

通所型サービス

- 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。
 - 生活機能向上連携加算 200単位/月（新設）
 - ※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゆう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
 - 一定の実務経験を有するはり師、きゆう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。
 - ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、看護職員、看護職員、看護職員、言語聴覚士、言語聴覚士又はあん摩マッサージ指圧師
- 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めるとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。
 - ＜現行＞
 - 栄養改善加算 150単位/回 ⇒ <改定後>
 - 変更なし

平成30年度介護報酬改定を踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価の見直し③

○ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

＜現行＞ なし ⇒ ＜改定後＞ 栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設）
※6月に1回を限度とする

○ 通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、
・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能
であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。（通知改正）

共通事項

○ 地域区分について、給付に準じた見直しを行う。（訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）（別紙）
○ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定することとする。（訪問型サービス、通所型サービス）

【施行日】

地域区分については、平成30年4月1日施行。その他は、平成30年10月1日施行。

(別紙)平成30年度から平成32年度までの間の地域区分の適用地域

| 地域 | 1級地 20% | 2級地 16% | 3級地 15% | 4級地 12% | 5級地 10% | 6級地 6% | 7級地 3% | その他の地域 0% | |
|-------|-------------------|--------------------------|--|--|---|---|---|---|---|
| 上表を割合 | 23(22) | 6(5) | 24(21) | 22(19) | 52(47) | 137(135) | 169(174) | 1300(1318) | |
| 東京都 | 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 |
| 東京都 | 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 |
| 東京都 | 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 |
| 東京都 | 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 |
| 東京都 | 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 | 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 特別区 |

※1 この表に掲げられる名称は、平成30年4月1日において、それらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。
 ※2 ()内の数字は現行の級地(又は地域数)を示す

Ⅲ 介護保険課からのお知らせ

介護保険課からのお知らせ

1 介護保険課の問い合わせ先について

- ▶ 介護保険課には、日々、介護保険制度に関する様々な問い合わせをいただいておりますが、担当外の電話番号に電話をいただいた際には、お待たせする時間が長くなるなど、御迷惑をおかけしている場合があります。
- ▶ 円滑な対応を図るため、次のとおり、各担当の電話番号に問い合わせさせていただきますよう、御協力をお願いします。

| | | 主な問い合わせ内容 | 電話番号 |
|---------------|-----------|---------------------|----------|
| 介護 保険 課 | 認定担当 | 要介護認定の進捗状況の確認 | 221-2447 |
| | 資格保険料担当 | 介護保険被保険者証の再発行、介護保険料 | 221-2445 |
| | 受給者管理給付担当 | 介護保険サービスの利用、国保連への請求 | 221-2449 |
| | 計画・庶務担当 | その他 | 221-2923 |

2 介護保険課からの情報提供について

- ▶ 介護保険課からの情報については、ホームページを活用し、発信しております。情報収集等にご活用ください。

姫路市介護保険課 ホームページアドレス

<http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923.html>

3 事故報告書の様式変更について

- ▶ 事業所や施設内で発生した事故について、報告いただく様式「事故報告書」の一部を変更しました。

新様式については、平成30年4月1日から介護保険課のホームページにアップしますので、今後は、その様式をご使用ください。

4 職員の法令遵守の徹底等について

- ▶ 市内の訪問介護事業所に所属する訪問介護員が、生活援助サービス（買い物）において利用者から預かったお金で私物を購入する事案が発生しました。各事業所におかれては下記の通知の内容を確認していただき、職員の法令遵守の徹底等に努めてください。
- ▶ 別紙①「職員の法令遵守の徹底等について（通知）」参照

5 地域密着型サービス事業所の区域外利用について

- ▶ 別紙②「地域密着型サービス事業所の区域外利用について」参照

6 介護老人福祉施設の特例入所について

- ▶ 別紙②「介護老人福祉施設の特例入所について」参照

7 パブリック・コメントの実施について

- ▶ 別紙②「パブリック・コメントの実施について」参照

8 介護保険主治医連絡票の適正な利用について

- ▶ 別紙②「介護保険主治医連絡票の適正な利用について」参照

平成30年(2018年)2月26日

各介護保険事業所 管理者 様

姫路市健康福祉局長

職員の法令遵守の徹底等について(通知)

市内の訪問介護事業所に所属する訪問介護員が生活援助サービス(買い物)において、利用者からの預かり金で私物を購入するという行為が発生したと報告がありました。

このような事案は決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であると考えます。また、介護事業への信用を著しく損なうものであることから、各介護保険事業所におかれましても、改めて下記にご留意いただき、適正な管理・運営に努められますようお願いいたします。

記

1 適正な管理体制の徹底

日頃から職員の状況等を把握し、個人の資質の問題とするのではなく、職場全体の問題として対応するとともに、必要な職員研修等を実施するなど、職員の法令遵守及び適正な管理体制を構築すること。

2 事故発生時の適切な対応

違法行為や重大な事故に限らず、問題事案が発生した場合の迅速な要因分析と改善策の検討及び再発防止に向けた職員への周知徹底を図るとともに、職員間の注意喚起、上司への相談などが速やかに行える職場風土の醸成に努めること。

また、併せて保険者等への報告を速やかに行うこと。

3 連絡先

姫路市役所 健康福祉局 長寿社会支援部 介護保険課 計画・庶務担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2923 (直通)

○介護保険課からのお知らせ

1 地域密着型サービス事業所の区域外利用について

(計画・庶務担当)

地域密着型サービスは、原則として当該事業所が所在する市町村の被保険者が利用できるものです。しかし、やむを得ない事情があるときは、事業所所在の市町村長の同意を得ることにより、他市町村の被保険者も利用することができます。

この運用に関して、地域密着型事業者が利用者に説明できていない事例が見受けられますので、再度ご確認ください。(介護支援専門員(ケアマネジャー)の方もサービス計画立案時には注意が必要です。) 姫路市長が同意を求める基準及び同意する基準については「姫路市地域密着型サービス事業所の指定に係る同意に関する要綱」に定めています。なお、手続きに則らない利用については、介護保険の利用ができず、全額自費負担となりますのでご注意ください。

下記表中②の「姫路市外に所在する地域密着型サービス事業所の利用申出書」は姫路市ホームページよりダウンロードできます。(http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923/5722/24409.html参照)

【1】他市町村の被保険者が姫路市の地域密着型サービスの利用を希望するとき

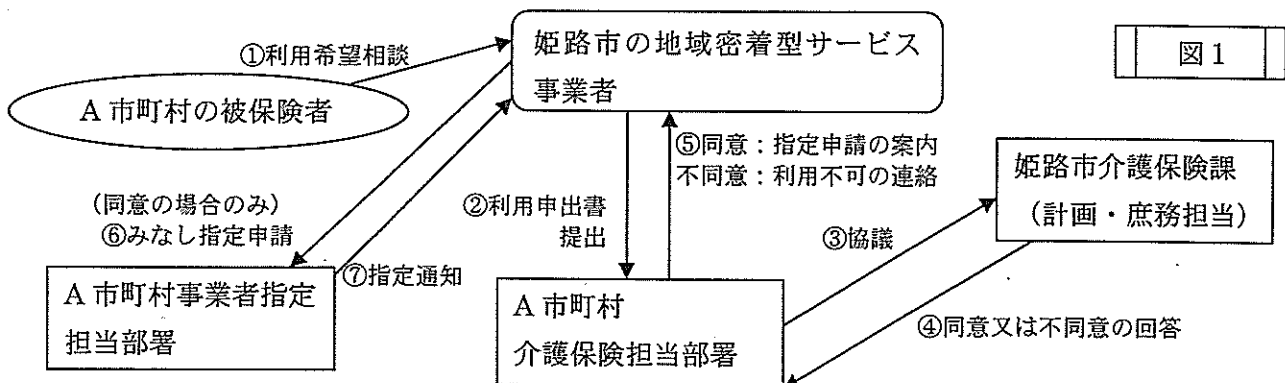


図1

※他市町村被保険者の割合が全体の2割以下であることが必要です。

- (1) A市町村の被保険者で姫路市に住民票を置いている場合(住所地特例対象者)
⇒姫路市の地域密着型サービスの利用は可能です。(姫路市長の同意は不要です。)
- (2) A市町村の被保険者が平成28年4月1日の地域密着型サービス創設より前から引き続き継続利用を行っている場合
⇒姫路市の地域密着型サービスの利用は可能です。
協議の手続きは上記図1のとおり、保険者の市町村を通じて行ってください。協議手続きは事業所の指定更新の度に必要です。
- (3) 本市に隣接する市町村の被保険者で、その市町村に該当サービスがなかったり、定員に空きがない場合又は姫路市の事業者を利用する方が移動距離を短縮できるような場合など
⇒姫路市の地域密着型サービスの利用は可能な場合があります。

上記図1のとおり、保険者の市町村を通じて協議を行ってください。(利用が妥当と判断されれば、姫路市より同意書を保険者の市町村に送付)

(4) A市町村の被保険者が住民票を移さずに姫路市に居所を置いている場合

⇒姫路市の地域密着型サービスの利用はできません。地域密着型以外の広域型のサービスの利用や住所異動等をご検討ください。

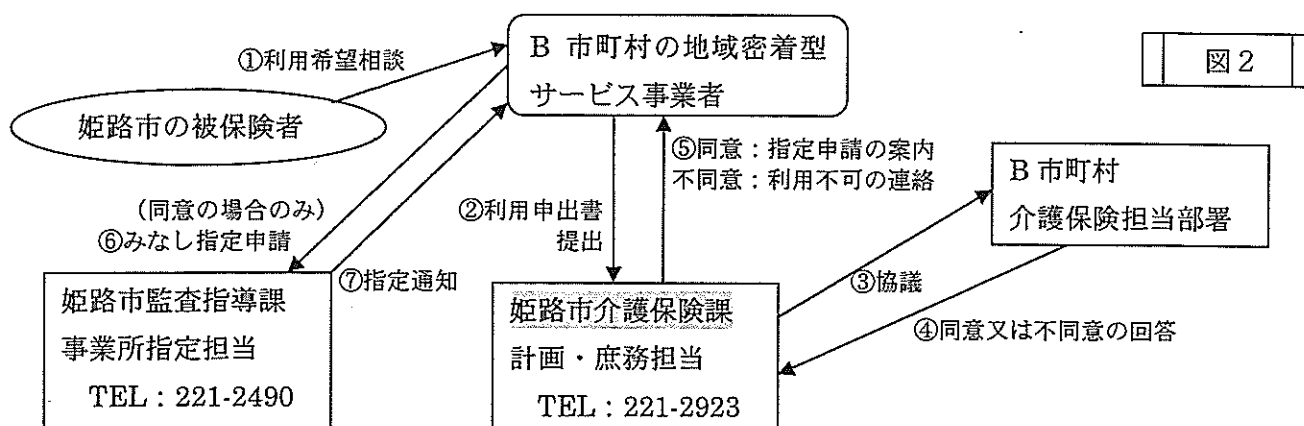
▶但し、住所異動できないやむを得ない事情(虐待等で住民票を移せば利用者に危険が差し迫る場合など)があるときは、ご相談の上、上記図1のとおり、お住まいの市町村長から姫路市あてに協議依頼をしてください。但し、当該他市町村の判断により、利用ができない場合があります。またやむを得ない事情だと判断できなければ、姫路市が同意をしない場合もあります。

(5) その他、事業所に十分な受入可能人員数が残っており、事業所が受入を決め、かつ当該利用者を含め、他市町村被保険者の全体の割合が定員のおおむね2割以下であるとき

⇒姫路市の地域密着型サービスの利用は可能な場合があります。

上記図1のとおり、保険者の市町村を通じて協議を行ってください。その際には定員の要件が合致しているか、資料等の提出をお願いします。(利用が妥当と判断されれば、姫路市より同意書を保険者の市町村に送付)

【2】姫路市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスの利用を希望するとき



(1) 姫路市の被保険者で利用希望事業所と同じ市町村に住民票を置いている場合 (住所地特例対象者)
B他市町村の地域密着型サービスの利用は可能です。(B市町村の同意は不要です。)

(2) 姫路市の被保険者が平成28年4月1日の地域密着型サービス創設より前から引き続き継続利用を行っている場合

⇒B市町村の地域密着型サービスの利用は可能です。

協議の手続きは、上記図2のとおり姫路市介護保険課に「②姫路市外に所在する地域密着型サービス事業所の利用申出書」を提出してください。協議手続きは、事業所の指定更新の度に必要です。

(3) B市町村の事業所と同等のサービスが本市になかったり、定員に空きがない場合又はB市町村の事業者を利用する方が移動距離を短縮できるような場合など

⇒B市町村の地域密着型サービスの利用は可能な場合があります。

上記図2のとおり姫路市介護保険課に「②姫路市外に所在する地域密着型サービス事業所の利用

申出書」を提出してください。但し、**当該他市町村が利用不可と判断すれば、同意が得られず、利用はできません。また内容を判断し、姫路市が協議を行わない場合もあります。**

(4) 姫路市の被保険者が住民票を移さずに B 市町村に居所を置いている場合

⇒B 市町村の地域密着型サービスの利用は**できません**。地域密着型以外の広域型のサービスの利用や住所異動等をご検討ください。

※但し、住所異動できないやむを得ない事情（虐待等で住民票を移せば利用者に危険が差し迫る場合など）があるときは、ご相談の上、上記図 2 のとおり姫路市介護保険課に「②姫路市外に所在する地域密着型サービス事業所の利用申出書」を提出してください。但し、**B 市町村が利用不可と判断すれば、同意が得られず、利用はできません。またやむを得ない事情だと判断できなければ、姫路市が協議を行わない場合もあります。**

(5) その他、事業所に十分な受入可能人員数が残っており、事業所が受入を決めたとき

⇒B 市町村の地域密着型サービスの利用は**可能な場合があります**。

協議手続きは、上記図 2 のとおり姫路市に「②姫路市外に所在する地域密着型サービス事業所の利用申出書」と受入可能なことがわかる資料を提出してください。ただし、**B 市町村が利用不可と判断すれば、同意が得られず、利用はできません。**

※以下は特に注意してください。（この場合は平成 28 年 3 月 31 日以前から利用していても経過措置対象者とはみなされません。）

- ①認定区分が要支援から要介護に変わり、介護予防サービスから地域密着型サービスに変わったとき
（介護予防サービスは広域型サービスとみなされているため）
- ②住所変更により、保険者が変わったとき など

2 介護老人福祉施設の特例入所について

(計画・庶務担当)

平成 27 年 4 月から、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への施設入所について要介護 3 以上が原則となっています。これは、貴重な社会資源である特別養護老人ホームを、真に必要とされている方が利用するべきであるということからきています。ただし、要介護 1・2 の方でも認知症特有の介護のしづらさや、介護環境の状況等により、やむを得ないと判断されれば、入所は可能で、各施設においては兵庫県が作成した入所コーディネートマニュアルに従って、判定を行い、必要な手順をとっていただいております。入所コーディネートマニュアルについては、新規入所者のみではなく、継続入所で、必要な要介護度が得られなかった方についても、適用していただく必要があります。

いくつかの施設からの相談にのる中で、認識違いが見受けられたため、再度のご確認をお願いします。なお、継続入所者の入所コーディネートマニュアルの適用については、兵庫県介護保険課からも必要な手続きであるご指摘いただいております。次ページの【フローチャート】に沿って、継続入所者で要介護 2 以下が認定されたときの手順を確認してください。また、新規で入所者を受け入れの際に、要介護 2 以下の認定結果となった場合は退所する可能性があることを十分にご説明ください。

例外として、平成 27 年 4 月 1 日以前から入所している方は、要介護 2 以下となっても経過措置対象者

として、継続入所は可能です。(但し、介護保険制度も年々変わっており、現在では在宅で利用できるサービスも増えています。本人と家族にとってよりよい介護となるために、地域での生活に戻る選択肢も提示した上で、継続入所の希望を再度確認し、必要な情報提供を行ってください。)

【兵庫県入所コーディネートマニュアル】

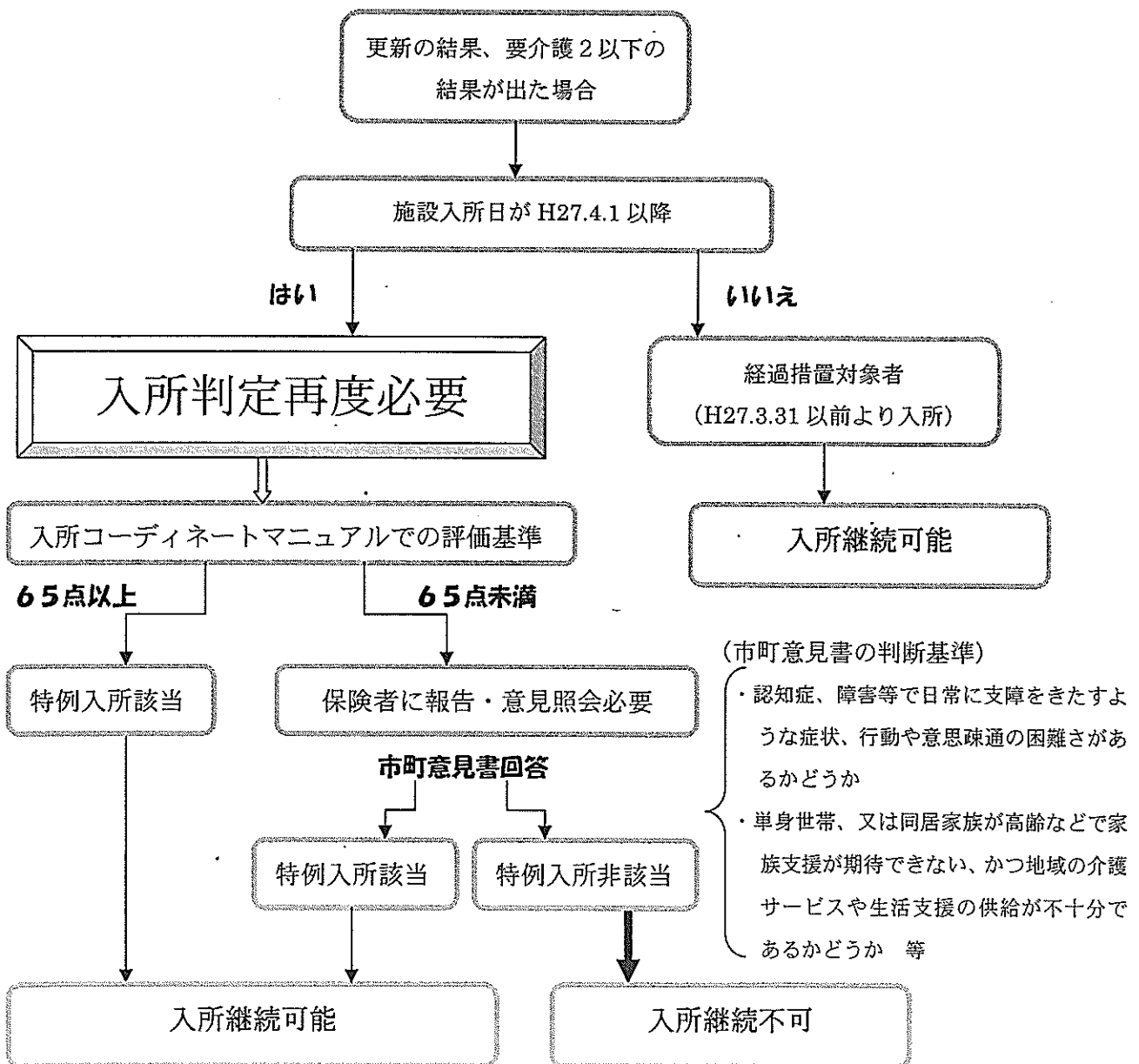
姫路市ホームページ (<http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923/6913/37555.html>) をご覧ください。

評価基準で65点以上の場合には特例入所者とみなされ、保険者である姫路市(保険者が市外の場合はその保険者)への意見照会は必要ありません。

評価基準で65点未満の場合には、特例入所かどうかの意見を保険者である姫路市(保険者が市外の場合はその保険者)へ照会する必要があります。

【フローチャート】

特別養護老人ホームに入所中で、新たに要介護認定を受け、要介護2以下の結果が出た場合



3 パブリック・コメントの実施について

(計画・庶務担当)

平成30年4月からの新たなサービスである「介護医療院」について、条例を新規制定するにあたり、姫路市独自基準等の内容について広く市民等から意見を募集するため、パブリック・コメント手続きを以下のとおり実施します。

(1) 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成30年5月1日(火)

(2) 意見募集の方法

公表資料を介護保険課、市政情報センター、地域事務所、支所、出張所、サービスセンター、駅前市役所、及び公民館(曾左、四郷、八幡)に備え付けるとともに、介護保険課のホームページに掲載。姫路市介護保険課(計画・庶務担当)へ持参・郵送・ファックス・Eメールで受付可。

～事業所のみなさまからも多くの意見をお待ちしています。～

(問い合わせ・提出先)

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市介護保険課(計画・庶務担当)

TEL 079-221-2923

FAX 079-221-2925

Eメール kaigoho@city.himeji.lg.jp

4 介護保険主治医連絡票の適正な利用について

(認定担当)

平成22年度より、「介護保険主治医連絡票」が添付された認定申請について、早急な認定調査を行っていますが、近ごろ要件に合致しない利用が見受けられます。

「末期がん等で1か月以内に生命の危険があり」かつ「在宅療養をする上で至急サービス導入が必要(つまり入院中で退院予定がない場合は除く)」である場合に限って受付しておりますが、調査に訪問すると、これらの要件に合致していないと思われるケースがあります。

真に必要な方に至急対応ができるよう、適正な利用をお願いいたします。

本庁以外で提出しようとするとき、要件に合致しているか疑義があるときは、事前に電話でお問い合わせください。

(問い合わせ先)

姫路市介護保険課(認定担当)

TEL 079-221-2447

FAX 079-221-2925